

社会福祉法人有田川町社会福祉協議会

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年10月1日～令和9年9月30日までの2年間

2. 内容

目標1：職員のライフワークバランス（仕事と生活の調和）の推進を図るため雇用環境の整備と、各種制度を有効活用しやすい職場風土づくり行う。

<対策>

- 令和7年10月～ 制度に関するパンフレットの改訂
制度に関するパンフレットを配布し、全職員へ周知を行う
- 令和8年度～ 制度の対象となる職員へ個別に案内し、必要に応じて面談等を行う

目標2：全職員の年次有給休暇の取得率を35%以上とする。

<対策>

- 令和7年10月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を行う
- 令和8年度～ 職員へ計画的取得を呼びかける
- 令和8年4月～ 半期での取得状況を把握する
- 令和8年10月～ 取得状況より必要に応じ計画的取得を再度呼びかける

目標3：全職員の平均時間外・休日労働時間の合計時間数を50時間未満とする。

<対策>

- 令和7年10月～ 半期での合計時間数を把握し、管理職と共有する
- 令和8年度～ 合計時間数が多い部署における問題点の検討及び見直しを実施

目標4：育児休業及び出生時育児休業、産後パパ休暇の取得を促進し取得率を90%以上とする。

<対策>

- 令和7年10月～（随時） 制度の再周知を行う
管理職向け制度研修を行い取得の支援を行う